

## 119番通報の上手なかけ方

119番に通報する時は、指令員の質問に落ち着いて答えることがポイントです。

### ▶問「火事ですか、救急ですか」

「火事です」「救急です」のどちらかを伝える。

### ▶問「場所はどこですか」

「〇区〇町〇丁目〇番〇号〇〇です」

(アパートなどであれば部屋番号まで)

※屋外などで住所がわからない時は目標になるもの(近くの建物の名前、橋の名前、交差点、バス停など)を伝える。

### ▶問「どのような状況ですか」

「てんぷら油から出火しました」

(燃えているもの、逃げ遅れの状況など)

「交通事故でけが人がいます」

(意識・呼吸の状態やけがの状況など)

※すでに近くの消防車、救急車が要請場所に向かっているため具体的に伝える。

### ▶間違えて通報した場合

「間違えました」と伝える。

電話が切れ、内容の確認ができない場合は、消防車や救急車を出場させる場合があります。

### サイレンを鳴らすことは義務です

救急車を要請の際「サイレンは鳴らさないで来てください」とお願いされることがあります。

いち早く到着させるため、また道路交通法で、サイレン・赤色灯の使用は義務付けられています。

ご理解とご協力をお願いします。

(情報司令課 ☎364-6557)

は、人体に有害な物質を含んでいる恐れがあります。また、その煙や臭いによって、「窓を開けることができない」、「洗濯物に臭いがつく」など周辺住民に迷惑をかけてしまいます。日常生活から出たごみはルールに従って正しく処理しましょう。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

## ノロウイルスによる食中毒予防を

ノロウイルスによる食中毒や感染性胃腸炎は、これから冬にかけて流行します。手指や食品などを介して口を通して感染します。

### ▶食事・調理をするときは

- ・食事や食品を取り扱う前・用便後には、必ず石けんを十分泡立てて手を洗う。
- ・下痢や嘔吐などの症状があるときは、食品を直接取り扱わない。
- ・子どもやお年寄り、免疫力が低下している方は、生カキの生食は避ける。
- ・食品は、中心部までしっかり加熱する(汚染のおそれがある食品は、85～90℃以上で1分半以上)。
- ・調理器具は、使用後は十分洗浄した後、次亜塩素酸ナトリウムで消毒するか、85℃以上の熱湯で1分以上加熱する。

### ▶感染者の吐物などを扱うときは

- ・吐物や排泄物などは、ウイルスが飛び散らないようにペーパータオルなどで静かに拭き取る。その後、家庭用の塩素系漂白剤(塩素濃度1,000ppm→作成例:5%の漂白剤ならば、10mlを水で薄めて500mlにする※「使用上の注意」を要確認)で浸すように床を拭き取った後、水拭きをする。
- ・おむつや拭き取りに使用したペーパータオルなどは、ビニール袋に密閉して廃棄する。

(食品保健課 ☎364-3188)

撤去しましょう。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

## 「つながりの森づくり」補助金(民有地緑化助成制度)

住宅や事業所の緑豊かな環境づくりに「つながりの森づくり」補助金を活用しませんか。

### ■個人・共同住宅

- ▶対象 市内の個人の住宅または共同住宅の敷地に、植栽面積10m<sup>2</sup>以上で樹木の植栽をする方
- ▶限度額 対象経費の総額の1/2以内(最高5万円)

### ■事業所

- ▶対象 市内の事業所の敷地に植栽面積30m<sup>2</sup>以上の規模で樹木の植栽をする方
- ▶限度額 対象経費の総額の1/2以内(最高15万円)

### ■生垣

- ▶対象 市内に生垣を延長5m以上設置する方(樹高1m以上の樹木で、延長1mあたり2本以上植栽)
- ▶限度額 対象経費の総額の1/2以内(設置:最高7万円、撤去:最高5万円)

### ▶申込み 事前に申請書を環境共生課へ

※補助金交付決定通知後に樹木を植えてください。

詳しくは、市ホームページまたは環境共生課(☎328-2352)へ。

## ごみ・衛生



### ごみの野外焼却は禁止です

ごみを野外で焼却することは、原則禁止されており、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられます。

野外焼却で発生する煙



野外焼却の跡

## 環境・上下水道



### 不要となった浄化槽は撤去しましょう

建物解体や下水道に接続したことにより、不要となった浄化槽は、槽内を清掃後、掘り上げて

## 生活用の水使用量

(1人1日あたり)

### 節水チャレンジ!

平成29年度(9月) 目標 218ℓ (平成30年度までに) 224ℓ

歯みがきにはコップを使いましょう。流しっぱなしをやめ、節水を心がけましょう。

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。

## ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理期限が迫っています

～ PCB廃棄物やPCB使用製品を保有または使用する事業者の皆さんへ～

### ポリ塩化ビフェニル(PCB)とは?

PCBはこれまで電気機器(変圧器、コンデンサー)などの絶縁油や、業務用の蛍光灯の安定器などに利用されてきました。しかし、昭和43年のカネミ油症事件で毒性が確認されたため、現在は製造が禁止されています。

PCB廃棄物は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処分期限が定められています。

高濃度PCB機器(変圧器、コンデンサー) → 平成30年3月31日まで  
安定器・汚染物など → 平成33年3月31日まで

※期限を越えて所有していると罰則の対象となる場合があります。

写真のような機器をお持ちの方は、PCB含有機器がないか確認ください。

また、高濃度PCB機器の確実な処分のため、過去PCB機器を保管していた方も再度の確認をお願いします。

#### 変圧器



▲電圧を変化させる機器

#### コンデンサー



▲電気を蓄える機器

#### 安定器



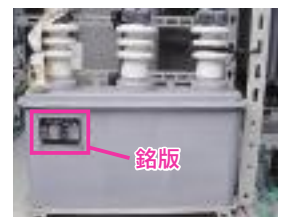
▲電気を安定化させる機器(用途:業務用、施設用蛍光灯器具)

【環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」より】

### PCB含有機器かどうか?—確認方法—

高濃度PCB機器か、それ以外(低濃度またはPCB非含有機器)かは、機器の銘版に書かれている型式、製造番号などの情報を元に判別することができます。判別できない場合は、機器を製造したメーカーに直接問い合わせください。

※確認を行う際は、感電事故につながった事例もありますので電気主任技術者や工事業者などに相談した上で行ってください。



### 処理は許可施設で



※処分を依頼する時には「PCB廃棄物の保管および処分状況等報告書」の写しが必要です。新たに発見したなど届け出が済んでいない方は、直ちに届出書を提出してください。

詳しくは、市ホームページへ。

(事業ごみ対策室 ☎328-2365)

現在、高濃度PCBを含有した電気機器や蛍光灯安定器などを使用中の事業者の方は、速やかに機器の使用中止や更新を実施しましょう。